

茨城県県西地域基本計画

1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

（1）促進区域

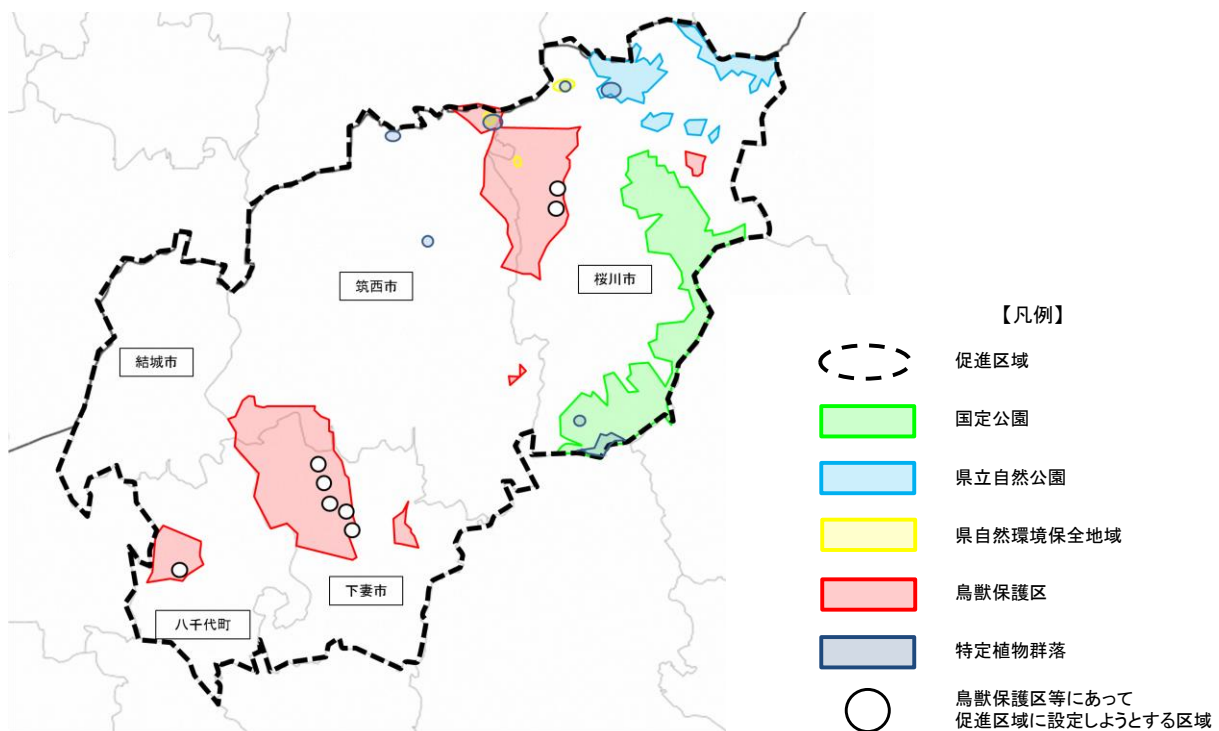
茨城県県西地域（結城市、下妻市、筑西市、桜川市、八千代町の行政区域）を促進区域とする。概ねの面積は、59,100ha 程度である。

なお、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、自然公園法に規定する国立公園、自然環境保全法に規定する県自然環境保全地域、自然公園法に規定する県立自然公園、及び環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落は促進区域から除くものとする。

ただし、鳥獣保護区のうち、下妻市の大字大木・下妻・半谷の一部、桜川市の大字長方・中泉・高森・大国玉の一部、八千代町の大字菅谷・若・松本の一部については、促進区域とする。そのため、「8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において、環境保全のために配慮を行う事項を記載する。

また、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域、自然環境保全地域、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区、自然公園法に規定する国立公園、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、自然再生推進法に基づく自然再生事業の実施地域、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生育域等は、本促進区域には存在しない。

●促進区域図



①地理的条件 ～ 広大・温暖な関東平野にあり、災害が少なく、自然と歴史が豊か～

四方が関東平野に連続する開かれた地形であり、東は丘陵部を介して県央部につながり、南はつくば市、常総市、古河市に接し、北は栃木県小山市、真岡市、益子町に接するなど、北関東を代表する産業都市に連担する地域となっている。

気候は温暖で、地盤が安定しており、自然災害が少ない。様々な動植物の南限・北限をなすなど自然の恵みの多い地域でもあり、古くから様々な生産活動や商業・交流活動が営まれてきた。美しい郷土景観とともに、繁栄の歴史を映す史跡や伝統文化等、文化的な環境に恵まれた地域でもある。

The map illustrates the dense network of expressways (purple lines) radiating from the central Tokyo area. Concentric circles mark distances of 20km, 50km, and 100km from the center. Key locations marked include Utsunomiya City, Maebashi City, Tokyo City (Shinjuku, Nishi-Shinjuku, Yamanote Line area), Yokohama City, and Chiba City. Major expressways shown include the Tohoku Expressway, Keihin Expressway, and the Tomei Expressway. Airports like Narita and Haneda are also indicated.

◇既存の交通網

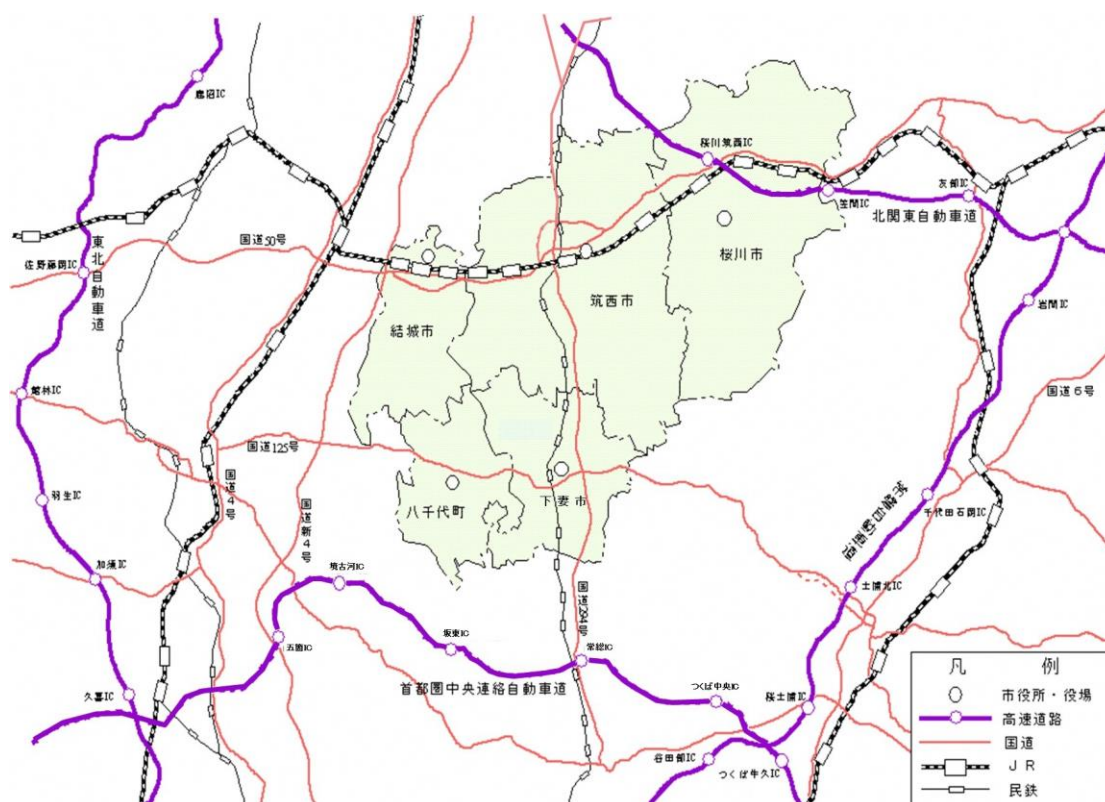
これらの高速交通ネットワークは、首都圏や北関東の主要都市を結ぶだけでなく、茨城港常陸那珂港区や茨城空港へのアクセスにより本地域から 1 時間程度の範囲に陸海空のネットワークが形成されている。

鉄道については、水戸と小山をつなぐＪＲ水戸線（地域内 10 駅）に、つくばエクスプレス（守谷）につながる関東鉄道常総線（地域内 7 駅）と真岡鐵道（地域内 4 駅）が筑西市で交差している。

◇交通網の拡充

平成 29 年 2 月に県内区間が開通した首都圏中央連絡自動車道は、本地域から最短で約 20 分程度の位置に境古河 IC、坂東 IC、常総 IC が整備され、首都圏へのアクセスがより向上することとなった。また、国道 294 号線の 4 車線化や新 4 号線の 6 車線化の整備も進められており、各高速道路 IC へのアクセスもより向上することから、今後は、関東各地の横の連携拠点、首都と東北地方との中継点としての機能充実を目指し、地域が一体となって、このような有利な交通ネットワークを戦略的に活かしていく。

◇本地域周辺の主要な交通網



③産業構造 ～農業をベースに、多様な製造業等が分散立地～

本地域は、恵まれた自然環境を活かし、古くより農業が盛んであった。また、河港や街道に沿って城下町や商都が発達し、北関東の物資集散・文化交流拠点として栄えた。河川や鉄道の輸送力を背景に、繊維や石材といった地域資源活用型の産業を発展させた地域としても有名であり、結城紬・真壁の石灯籠などは、現在も県を代表する伝統産業の一つに数えられている。

昭和 40 年代頃からは、多様な工場の進出が進むなど、周辺の都市とともに首都圏のものづくり産業の一翼を担う地域として発展してきた。

現在も、就業人口に占める農業及び製造業の比率が全国・県平均を上回っており、首都圏の食料供給基地及びものづくり産業基地としての性格を維持している。しかしながら、少子高齢化・人口減少社会の進行とあいまって農業や伝統産業の担い手不足、商業を含む地域産業全体の活力低下等が課題となっており、高速交通網の整備進捗等を機に活性化を目指すべき転機を迎えている。

項 目	総面積 (ha)	可住地面積 (ha)	可住地面積 比率 (%)	人口総数 (人)	産業別就業者人口比率 (%)		
					1 次	2 次	3 次
地 域 計	59,099	49,820	84.3%	264,113	8.7%	36.7%	54.6%
結 城 市	6,576	6,320	96.1%	51,594	7.1%	37.9%	55.0%
下 妻 市	8,088	7,705	95.3%	43,293	6.2%	37.5%	56.3%
筑 西 市	20,530	19,559	95.3%	104,573	8.4%	36.1%	55.6%
桜 川 市	18,006	10,547	58.6%	42,632	7.3%	36.7%	55.9%
八千代町	5,899	5,689	96.4%	22,021	20.6%	36.0%	43.4%
※ 茨 城 県	609,706	398,254	65.3%	2,916,976	5.9%	29.8%	64.4%

資料：総務省統計局刊行 「統計でみる市区町村のすがた 2017」、平成 27 年国勢調査

本地域の製造業は、小規模多種分散型を特徴としている。

平成 26 年の工業統計調査で地域内の工業をみると、事業所数（910 所）は、全県の製造業事業所数の約 17%を占めている。一方、製造品出荷額（12,024 億円）は全県の約 11%という規模にある。

地域内には 27 か所の工業団地が分布するが、団地内に立地する事業所は平成 26 年時点で 272 所と全事業所数の約 30%にとどまり、団地外にも多くの事業所が立地している状況である。

業種ごとの集積を粗付加価値額（生産によって新たに生み出された価値が付加価値額で、粗付加価値額はこれに減価償却分を含む。）からみると、「プラスチック製品」を筆頭に、「金属製品」「生産用機械」「はん用機械」「窯業・土石」「食料品」「輸送用機械」「情報通信機械」「非鉄金属」が主な業種となっており、以上の 9 業種でエリア内工業の粗付加価値額の約 82%を占めている。これらの中には、菓子その他の食品、住宅資材、医薬品、医療用器具をはじめ、消費者の生活に密着した生活資材、自動車や各種機械の部品から産業用ロボットまで、ものづくり産業を下支えする各種製品が含まれている。この他、高速交通網の発達に伴い、地域内の工業団地等には、運送業、倉庫業等の運輸関連業の立地も増加している。

◇産業中分類別主要指標（平成 26 年、4 人以上の事業所） ＊但し不明分はゼロとして計上

項目	事業所数 (所)	従業者数 (人)	製造品出荷額等 (億円)	粗付加価値額 (億円)	粗付加価値額構成比		
					本地域	県	国
全 国 計	202,410	7,403,269	3,051,400	922,889			100.0 %
茨 城 県 計	5,485	259,595	114,085	34,943		100.0 %	
地 域 計 (県内シェア)	910 16.6%	32,139 12.4%	12,024 10.5%	3,865 11.1%	100.0 %		
食 料 品	92	4,336	990	297	7.7 %	11.1 %	9.5 %
飲料・たばこ・飼料	8	97	0	0	0.0 %	2.8 %	2.9 %
織 維	40	564	54	16	0.4 %	0.7 %	1.6 %
木 材 ・ 木 製 品	15	195	24	11	0.3 %	0.7 %	0.8 %
家 具 ・ 装 備 品	12	288	7	4	0.1 %	0.7 %	0.8 %
パルプ・紙・紙加工品	25	483	111	39	1.0 %	1.7 %	2.2 %
印 刷 ・ 同 関 連 業	18	226	19	9	0.2 %	1.2 %	2.6 %
化 学	18	951	185	76	2.0 %	14.1 %	10.6 %
石 油 ・ 石 炭 製 品	4	48	0	0	0.0 %	1.0 %	0.7 %
プ ラ ス チ ッ ク 製 品	100	5,139	2,035	611	15.8 %	7.2 %	4.4 %
ゴ ム 製 品	12	385	65	26	0.7 %	0.7 %	1.4 %
なめし革・同製品・毛皮	0	0	0	0	0.0 %	0.0 %	0.1 %
窯 業 ・ 土 石 製 品	132	2,427	682	319	8.3 %	4.1 %	3.2 %
鉄 鋼	20	512	271	57	1.5 %	3.6 %	3.8 %
非 鉄 金 属	19	1,175	574	121	3.1 %	3.9 %	2.1 %
金 属 製 品	156	5,667	1,566	601	15.5 %	7.1 %	5.8 %
は ん 用 機 械	28	1,523	687	346	9.0 %	8.9 %	4.1 %
生 産 用 機 械	66	1,938	1,998	482	12.5 %	10.5 %	6.7 %
業 務 用 機 械	22	699	112	51	1.3 %	2.6 %	3.0 %
電子部品・デバイス	20	625	103	38	1.0 %	2.4 %	5.3 %
電 気 機 械	29	1,198	386	78	2.0 %	8.1 %	6.3 %
情 報 通 信 機 械	18	832	556	133	3.4 %	0.7 %	2.4 %
輸 送 用 機 械	33	2,210	961	263	6.8 %	4.1 %	18.2 %
そ の 他 の 製 造 業	23	621	191	124	3.2 %	2.0 %	1.6 %

資料：工業統計調査 ※従業員 30 人以上は「付加価値額」、29 人以下は「粗付加価値額」

本地域には、下館工業高校（筑西市）、鬼怒商業高校（結城市）、真壁高校（桜川市）など技術専攻科のある学校を含む 13 の高校（県立 12、私立 1）がある。また、総和工業高校（古河市）、小山工業高等専門学校（小山市）、関東職業能力開発大学校（小山市）、筑波研究学園専門学校（土浦市）、つくばビジネスカレッジ専門学校（つくば市）、古河テクノビジネス専門学校（古河市）といった高校や専門学校等も本地域からの通学圏にある。これらの高校、専門学校は、地元への就職率が高く、重要な人材育成機能を担っている。

さらに本地域には、筑西産業技術専門学院（筑西市）、筑西地域職業訓練センター（桜川市）が立地するほか、結城市には茨城県産業技術イノベーションセンターの主要な機関の一つである「繊維高分子研究所」があり、紬織物、一般繊維、プラスチックといった分野で専門技術の育成を行っており、結城紬、真壁石細工、藍染め等の技術を伝承・復興する民間の取り組みもみられ、新旧の技術がクロスする地域となっていることも特色である。

また近隣には、筑波大学（つくば市）をはじめ、筑波学院大学（つくば市）、筑波技術大学（つくば市）、つくば国際大学（土浦市）、白鷗大学（小山市）といった大学、茨城職業能力開発促進センター（常総市）、つくば研究支援センター（つくば市）等の就職支援機関、産業支援機関が複数立地し、産業を支える人材の育成・養成、技術面から地域産業を支援する環境に恵まれている。

今後は、これらの多様な就職支援機関、産業支援機関、及び教育機関の機能を一層積極的に生かし、企業ニーズに即した人材の育成・確保、市場への対応力のある産業技術の育成につなげていく。

2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

(1) 目指すべき地域の将来像の概略

当該地域は、雇用者数の約3割、売上高の約5割が製造業となっており、製造業を中心とした経済構造をなしている。高い生産技術等を伴った企業が集積していることを背景に、成長性の高い新事業への参入を後押しするとともに生産性改革を進め、質の高い雇用の創出を行う。

また、製造業における質の高い雇用の創出が、域内の雇用者数の約6割を占める卸売・小売、サービス業等の地域内の他の産業にも高い経済的波及効果をもたらすよう、地域外との取引で獲得した需要が雇用者の給与増を通じて地域内で好循環する状況を目指す。

(2) 経済的効果の目標

本地域の製造業は小規模多種分散型を特徴としており、また地域の特徴でもある「機械装置関連産業」、「自動車関連産業」は、地域の製造業の幅広い分野に影響を及ぼす産業であることから、地域内の製造業全業種の付加価値総額について、目標値を設定する。

【経済的効果の目標】

項目	現状	計画終了後	増加率
製造業付加価値総額	386,564 百万円	417,000 百万円	7.9%

(算定根拠)

本地域の製造業付加価値総額は、平成22年から平成26年の4年間に5.26%、1年あたり1.315%の伸びを示していることから、 $1.315\% \times 6 \text{年間} = 7.89\%$ 以上の増加を目標値として設定する。

$$\begin{aligned} \text{【 目標値 】} &= (\text{平成26年 製造業付加価値総額}) \times (1 + \text{目標増加率}) \\ &= 386,564 \text{ 百万円} \times (1 + 7.89\%) = 417,044 \text{ 百万円} \approx \underline{417,000 \text{ 百万円}} \end{aligned}$$

$$\text{【 増加率 】} = (417,000 \text{ 百万円} \div 386,564 \text{ 百万円}) - 1 = 0.0787 \approx \underline{7.9\%}$$

(出典：工業統計調査 平成22年度、平成26年度)

【任意記載のKPI】

項目	現状	計画終了後	増加率
地域内製造業従業者数	32,139 人	33,200 人	3.3%
地域経済牽引事業件数	—	10 件	—

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本計画において、地域経済牽引事業とは以下の(1)～(3)の要件を全て満たす事業をいう。

(1) 地域の特性の活用

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性及びその活用戦略に沿った事業であること。

(2) 高い付加価値の創出

事業計画期間を通じた地域経済事業による付加価値増加分が5,092万円(茨城県の1事業所あたり平均付加価値額(経済センサスー活動調査(平成24年)))を上回ること。

(3) 地域の事業者に対する相当の経済的効果

事業計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

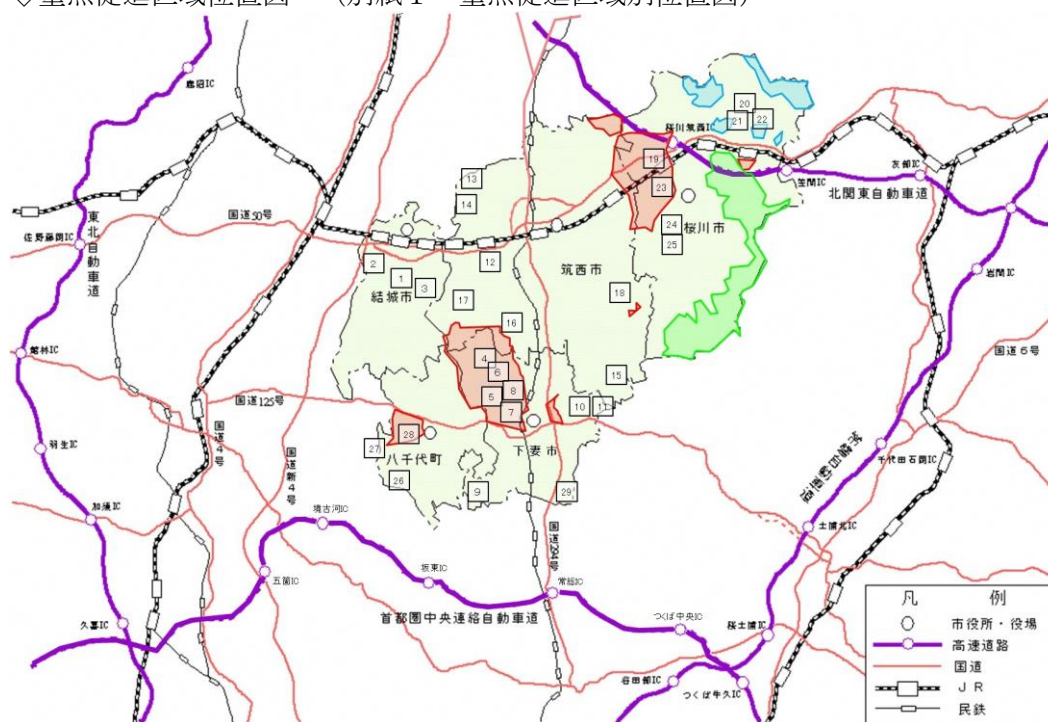
- ① 促進区域に所在する事業者間での取引額が開始年度比で1.0%以上増加すること。
- ② 促進区域に所在する事業者の売上げが開始年度比で1.0%以上増加すること。
- ③ 促進区域に所在する事業者の雇用者数が開始年度比で2.5%以上、もしくは1事業所当たり1人以上増加すること。
- ④ 促進区域に所在する事業者の雇用者給与等支給額が開始年度比で9.3%以上増加すること。

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

(1) 重点促進区域

重点促進区域は、以下の大字の区域とする。

◇重点促進区域位置図（別紙1 重点促進区域別位置図）



【結城市】（市内重点促進区域面積計 201.9ha）

重点促進区域 1 結城第一工業団地（結城市大字鹿窪、若宮、結城、新堤仲通り、新矢畑、上山川）
（概況及び公共施設等の整備状況）

概ねの面積は、185.6ha 程度である。

結城市の中ほどで、市街地にも近い位置にあり、市唯一の工業専用地域の工業団地である。

本区域は、159 社の事業所が集積されており、金属加工（17 所）、自動車部品（12 所）、プラスチック製品製造（11 所）などの多様な製造業と、物流関連企業（33 所）の立地が多いことが特徴である。新 4 号国道、国道 50 号に近く、関東一円への交通アクセスが良好な工業団地である。

（関連計画における記載等）

本区域は、全域が市街化区域内の工業専用地域であり、市街化調整区域は含まない。結城市都市計画マスタープランにおいては、産業ゾーンに位置付けられ、「既存の工業系施設の集積地区における企業集積の維持と工業団地の拡大、緑化等環境・景観の向上を図る地区」とされている。

また、結城市農業振興地域整備計画における農用地区域は含まない。

なお、本区域には環境保全上重要な地域は存在していない。

重点促進区域 2 西繁昌塚工業団地（結城市大字結城）

（概況及び公共施設等の整備状況）

概ねの面積は、3.7ha 程度である。

結城市の西部に位置し、中心市街地にも近い。結城市土地開発公社が整備した、新 4 号国道及び国道 50 号に近い、交通アクセス至便な工業団地である。本区域は、2 社の事業所が立地している。

（関連計画における記載等）

本区域は、全域が市街化調整区域内にある。ただし、この市街化調整区域について土地利用調整は行わない。結城市都市計画マスタープランにおいては、「既存工業団地周辺における工業系の拠点性の強化を図る地区」とされている。

また、結城市農業振興地域整備計画における農用地区域は含まない。

なお、本区域には環境保全上重要な地域は存在していない。

重点促進区域 3 才光寺農工団地（結城市大字上山川）

（概況及び公共施設等の整備状況）

概ねの面積は、12.6ha 程度である。

結城市の東部に位置し、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に基づき、結城市土地開発公社が整備した緑豊かな産業導入地区である。

本区域は、6 社の事業所が立地している。

（関連計画における記載等）

本区域は、全域が市街化調整区域内である。ただし、この市街化調整区域について土地利用調整は行わない。結城市都市計画マスタープランにおいては、「既存工業団地周辺における工業系の拠点性の強化を図る地区」とされている。

また、結城市農業振興地域整備計画における農用地区域は含まない。

なお、本区域には環境保全上重要な地域は存在していない。

【下妻市】（市内重点促進区域面積計 149.6ha）

重点促進区域 4 つくば下妻工業団地（下妻市大字半谷、大木）

概ねの面積は、23.3ha である。

本区域は、鋼管建材や自動車プレス部品等の製造業が3所、物流業1所、計4社の事業所が立地している。交通インフラについては、首都圏中央連絡自動車道常総 IC まで25分の距離にある。また、日野自動車古河工場まで約20～30分圏内の距離にあり、その関連企業が立地するなど、当該地区を地域経済牽引事業に重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定するものである。

(関連計画における記載等)

本区域は、非線引き都市計画区域の茨城県開発公社と下妻市開発公社により開発された工業団地である。下妻市都市計画マスタープランにおいては産業創造ゾーンに位置付けられ、「周辺の自然環境や居住環境との調和に配慮して、道路・排水施設などの基盤整備を推進し、良好な基盤整備を推進し、良好な生産環境の維持向上に努める」地域とされている。

また、下妻市農業振興地域整備計画における農用地区域は含まない。

なお、本区域には環境保全上重要な地域は存在していない。

重点促進区域5 つくば下妻第二工業団地 (下妻市大字半谷)

(概況及び公共施設等の整備状況)

概ねの面積は、17.4ha 程度である。

本区域は、建築資材(耐震・免震製品)、自動車部品等の製造業、計4社の事業所が立地している。交通インフラについては、首都圏中央連絡自動車道常総 IC まで20分程度の距離にある。現在、工業団地中央より国道294号までの都市計画道路を整備中であり、この整備により、今後さらに交通インフラが充実していくことから、当該地区において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定するものである。

(関連計画における記載等)

本区域は、非線引き都市計画区域内の工業専用地域である。下妻市都市計画マスタープランにおいては産業創造ゾーンに位置付けられ、「周辺の自然環境や居住環境との調和に配慮して、道路・排水施設などの基盤整備を推進し、良好な基盤整備を推進し、良好な生産環境の維持向上に努める」地域とされている。

また、下妻市農業振興地域整備計画における農用地区域は含まない。

なお、本区域には環境保全上重要な地域は、存在していない。

重点促進区域6 ニューつくば下妻工業団地 (下妻市大字大木)

(概況及び公共施設等の整備状況)

概ねの面積は、2.4ha 程度である。

本区域は、食料品(お好み焼き等、2所)、プラスチック製品、金属製品(成形金型)等の製造業が2所、計4社の事業所が立地している。交通インフラについては、首都圏中央連絡自動車道常総 IC まで25分の距離にあり、利便性も高まっていることから、当該地区において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定するものである。

(関連計画における記載等)

本区域は、非線引き都市計画区域内の茨城県開発公社と下妻市開発公社により開発された工業団

地である。下妻市都市計画マスタープランにおいては産業創造ゾーンに位置付けられ、「周辺の自然環境や居住環境との調和に配慮して、道路・排水施設などの基盤整備を推進し、良好な基盤整備を推進し、良好な生産環境の維持向上に努める」地域とされている。

また、下妻市農業振興地域整備計画における農用地区域は含まない。

なお、本区域には環境保全上重要な地域は存在していない。

重点促進区域 7 藤花工業団地地区 (下妻市大字福田、下妻)

(概況及び公共施設等の整備状況)

概ねの面積は、10.5ha 程度である。

本区域は、建築資材の製造業、物流関係、計 2 社の事業所が立地している。

交通インフラについては、首都圏中央連絡自動車道常総 IC まで 20 分程度の距離にある。現在、工業団地北にある都市計画道路が国道 294 号まで整備中であり、この整備により、今後さらに交通インフラが充実していくことから、当該地区において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定するものである。

(関連計画における記載等)

本区域は、非線引き都市計画区域内の工業地域である。下妻市都市計画マスタープランにおいては産業創造ゾーンに位置付けられ、「周辺の自然環境や居住環境との調和に配慮して、道路・排水施設などの基盤整備を推進し、良好な基盤整備を推進し、良好な生産環境の維持向上に努める」地域とされている。

また、下妻市農業振興地域整備計画における農用地区域は含まない。

なお、本区域には環境保全上重要な地域は存在していない。

重点促進区域 8 大木工業団地地区 (下妻市大字福田、大木)

(概況及び公共施設等の整備状況)

概ねの面積は、21.7ha 程度である。

本区域は、建築資材の製造業者 1 社が立地している。交通インフラについては、首都圏中央連絡自動車道常総 IC まで 20 分程度の距離にある。現在、工業団地北にある都市計画道路が国道 294 号まで現在整備中であり、この整備により、今後さらに交通インフラが充実していくことから、当該地区において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定するものである。

(関連計画における記載等)

本区域は、非線引き都市計画区域内の工業専用地域である。下妻市都市計画マスタープランにおいては産業創造ゾーンに位置付けられ、「周辺の自然環境や居住環境との調和に配慮して、道路・排水施設などの基盤整備を推進し、良好な基盤整備を推進し、良好な生産環境の維持向上に努める」地域とされている。

また、下妻市農業振興地域整備計画における農用地区域は含まない。

なお、本区域には環境保全上重要な地域は存在していない。

重点促進区域 9 五箇工業団地地区 （下妻市大字五箇、鎌庭）

（概況及び公共施設等の整備状況）

概ねの面積は、20.6ha 程度である。

本区域は、製造業（不燃建材、工業用ゴム製品、紙製容器）3社の事業所が立地している。交通インフラについては、日野自動車古河工場まで約10分の距離にある。また、首都圏中央連絡自動車道が開通したことにより、常総 IC 及び坂東 IC まで15分程度と、交通インフラが充実したことから、当該地区において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定するものである。

（関連計画における記載等）

本区域は、非線引き都市計画区域内の工業地域である。下妻市都市計画マスタープランにおいては産業創造ゾーンに位置付けられ、「周辺の自然環境や居住環境との調和に配慮して、道路・排水施設などの基盤整備を推進し、良好な基盤整備を推進し、良好な生産環境の維持向上に努める」地域とされている。

また、下妻市農業振興地域整備計画における農用地区域は含まない。

なお、本区域には環境保全上重要な地域は存在していない。

重点促進区域 10 しもつま桜塚工業団地 （下妻市大字高道祖）

（概況及び公共施設等の整備状況）

概ねの面積は、24.5ha 程度である。

本区域は、製造業（空気圧制御機器、断熱材（グラスウール））2社の事業所が立地している。交通インフラについては、首都圏中央連絡自動車道常総 IC まで15分程度の距離にある。現在、国道294号線4車線化を整備中であり、今後さらに交通の利便性が向上し交通インフラが充実していくことから、当該地区において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定するものである。

（関連計画における記載等）

本区域は、非線引き都市計画区域内の工業専用地域である。下妻市都市計画マスタープランにおいては産業創造ゾーンに位置付けられ、「周辺の自然環境や居住環境との調和に配慮して、道路・排水施設などの基盤整備を推進し、良好な基盤整備を推進し、良好な生産環境の維持向上に努める」地域とされている。

また、下妻市農業振興地域整備計画における農用地区域は含まない。

なお、本区域には環境保全上重要な地域は存在していない。

重点促進区域 11 はかり工業団地 （下妻市大字高道祖）

（概況及び公共施設等の整備状況）

概ねの面積は、4.6ha 程度である。

本区域は、計量計測機器、電子てんびん等の精密機器製造業、計7社の事業所が立地している。交通インフラについては、首都圏中央連絡自動車道常総 IC まで15分程度の距離にある。現在、国道294号線4車線化を整備中であり、今後さらに交通の利便性が向上し交通インフラが充実してい

くことから、当該地区において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定するものである。

(関連計画における記載等)

本区域は、非線引き都市計画区域内の東京都において結成された協同組合が経済産業省の指導を受けながら昭和 40 年代に整備した工業団地である。下妻市都市計画マスタープランにおいては産業創造ゾーンに位置付けられ、「周辺の自然環境や居住環境との調和に配慮して、道路・排水施設などの基盤整備を推進し、良好な基盤整備を推進し、良好な生産環境の維持向上に努める」地域とされている。

また、下妻市農業振興地域整備計画における農用地区域は含まない。

なお、本区域には環境保全上重要な地域は存在していない。

重点促進区域 29 しもつま鯨工業団地 (下妻市大字鯨)

(概況及び公共施設等の整備状況)

概ねの面積は、24.6ha 程度である。

本区域は、地区内にしもつま鯨工業団地を設けており、平成 31 年 2 月に造成工事を完了し、供用を開始している。首都圏中央連絡自動車道の常総 IC まで 10 分程度の距離にあり、首都圏へのアクセスが良好であるとともに、周辺の交通インフラも充実していることから、当該地区において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定するものである。

(関連計画における記載等)

本区域は、非線引き都市計画区域内の工業専用地域である。下妻市都市計画マスタープランにおいては産業ゾーンに位置付けられ、「都市計画の柔軟な対応により、産業ゾーンを確保し、計画的な土地利用の誘導を図ります」とされている。

また、下妻市農業振興地域整備計画における農用地区域は含まない。

なお、本区域に環境保全上重要な地域は存在していない。

【筑西市】(市内重点促進区域面積計 1,194.5ha)

重点促進区域 12 玉戸工業団地 (筑西市大字玉戸)

(概況及び公共施設等の整備状況)

概ねの面積は、43.3ha 程度である。

本区域は、30 社の事業所が集積しており、食料品(冷凍食品・焼菓子等)4 所、金属製品(溶接金網・ステンレス製品等)7 所等の製造業、物流関係 3 所が立地する他、商業施設や娯楽施設も充実している。JR 水戸線玉戸駅及び国道 50 号線沿いに展開し、栃木県真岡市や小山市といった工業集積地にもそれぞれ 30 分程度の距離にある。現在、国道 50 号線については本区域隣接部でバイパス工事及び 4 車線化工事を実施中であり、今後さらに交通インフラが充実していくことから、当該地区において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定するものである。

(関連計画における記載等)

本区域は、市街化区域内の工業地域であり、市街化調整区域は含まない。筑西市都市計画マスタ

ープランにおいては、北部産業拠点に位置付けられ、「新たな商業・業務等の複合機能の集積地区」とされている。

また、筑西市農業振興地域整備計画における農用地区域は含まない。

なお、本区域には環境保全上重要な地域は存在していない。

重点促進区域 13 下館第一工業団地 （筑西市大字五所宮、森添島、西山田）

（概況及び公共施設等の整備状況）

概ねの面積は、66.4ha 程度である。

本区域は、15 社の事業所が集積しており、金属製品（自動車部品・ネジ・バネ等）4 所、プラスチック製品（合成樹脂・自動車部品等）3 所等の製造業が立地している。JR 水戸線川島駅まで 15 分、国道 50 号線及び 294 号線まで 15 分程の距離にあり、真岡 IC へも 20 分程度でアクセスでき、近接する下館第二工業団地とともに工業集積の役割を担っている。現在、国道 50 号線についてはバイパス工事及び 4 車線化工事を実施中であり、今後さらに交通インフラが充実していくことから、当該地区において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定するものである。

（関連計画における記載等）

本区域は、市街化区域内の工業専用地域であり、市街化調整区域は含まない。筑西市都市計画マスタープランにおいては、北部産業拠点に位置付けられ、「周辺環境に配慮しながら良好な生産環境の維持・向上を図る」地域とされている。

また、筑西市農業振興地域整備計画における農用地区域は含まない。

なお、本区域には環境保全上重要な地域は存在していない。

重点促進区域 14 下館第二工業団地地区 （筑西市大字下江連、小川）

（概況及び公共施設等の整備状況）

概ねの面積は、90.0ha 程度である。

本区域は、プラスチック製品（発泡スチロール・容器等）2 所、金属製品（溶接金網・金属製家具等）2 所等、計 6 社の製造業の事業所が立地している。JR 水戸線川島駅まで 15 分、新 4 号国道、国道 50 号線及び 294 号線まで 15 分程の距離にあり、真岡 IC へも 20 分程度でアクセスでき、近接する下館第一工業団地とともに工業集積の役割を担っている。現在、国道 50 号線についてはバイパス工事及び 4 車線化工事を実施中であり、今後さらに交通インフラが充実していくことから、当該地区において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定するものである。

（関連計画における記載等）

本区域は、市街化区域内の工業専用地域であり、市街化調整区域は含まない。筑西市都市計画マスタープランにおいては、北部産業拠点に位置付けられ、「周辺環境に配慮しながら良好な生産環境の維持・向上を図る」地域とされている。

また、筑西市農業振興地域整備計画における農用地区域は含まない。

なお、本区域には環境保全上重要な地域は存在していない。

重点促進区域 15 つくば明野工業団地 （筑西市大字向上野）

（概況及び公共施設等の整備状況）

概ねの面積は、24.8ha 程度である。

本区域は、10 社の事業所が集積しており、化学（医薬品・有機試薬）2 所、金属製品（亜鉛メッキコイル・住宅部材）2 所の他、ロボット製造業（ファナック（株））等の製造業が立地している。国道 125 号線まで 10 分、294 号線まで 15 分程の距離にあり、筑波研究学園都市の中心部へも 25 分程度でアクセスできる。現在、付近を通る県道 45 号線のバイパス工事が進められており、今後さらに交通インフラが充実していくことから、当該地区において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定するものである。

（関連計画における記載等）

本区域は、市街化区域内の工業専用地域であり、市街化調整区域は含まない。筑西市都市計画マスタープランにおいては、南部産業拠点に位置付けられ、「筑波研究学園都市とのアクセス性の良さを生かした産業の受け皿として、新たな産業集積を促進する」地域とされている。

また、筑西市農業振興地域整備計画における農用地区域は含まない。

なお、本区域には環境保全上重要な地域は存在していない。

重点促進区域 16 関館工業団地地区 （筑西市大字藤ヶ谷、関館）

（概況及び公共施設等の整備状況）

概ねの面積は、43.0ha 程度である。

本区域は、化学（医薬品）、情報通信機器（PC 周辺機器）等の製造業、計 3 社の事業所が立地している。国道 294 号線まで 10 分、125 号線まで 15 分程の距離にあり、首都圏中央連絡自動車道の常総 IC へ 30 分程度でアクセスできる。現在、国道 294 号線は 4 車線化工事が進められており、今後さらに交通インフラが充実していくことから、当該地区において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定するものである。

（関連計画における記載等）

本区域は、市街化区域内の工業地域、準工業地域及び工業専用地域であり、市街化調整区域は含まない。筑西市都市計画マスタープランにおいては、南部産業拠点に位置付けられ、「周辺環境に配慮しながら良好な生産環境の維持・向上を図る」地域とされている。

また、筑西市農業振興地域整備計画における農用地区域は含まない。

なお、本区域には環境保全上重要な地域は存在していない。

重点促進区域 17 つくば関城工業団地 （筑西市大字舟生）

（概況及び公共施設等の整備状況）

概ねの面積は、18.6ha 程度である。

本区域は、食料品（パン粉・チョコレート菓子等）2 所、情報通信機器等、計 8 社の製造業の事業所が立地している。国道 50 号線まで 15 分、新 4 号国道まで 20 分程の距離にあり、首都圏中央連絡自動車道の常総 IC・坂東 IC へ 40 分程度でアクセスできるなど、交通インフラが充実しているこ

とから、当該地区において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定するものである。

(関連計画における記載等)

本区域は、市街化区域内の工業専用地域であり、市街化調整区域は含まない。筑西市都市計画マスタープランにおいては、南部産業拠点に位置付けられ、「周辺環境に配慮しながら良好な生産環境の維持・向上を図る」地域とされている。

また、筑西市農業振興地域整備計画における農用地区域は含まない。

なお、本区域には環境保全上重要な地域は存在していない。

重点促進区域 18 つくば明野北部工業団地地区（筑西市大字松原、田宿、内淀、猫島、鍋山）

(概況及び公共施設等の整備状況)

概ねの面積は、908.4ha 程度である。

本区域は、筑西市の南東部、旧明野町の北部に位置しており、区域内に整備されている「つくば明野北部工業団地」(24.7ha) 及び、平成 28 年度より造成工事が開始された隣接する「つくば明野北部工業団地（田宿地区）」(31.6ha) においては、世界を代表するロボット製造業者が立地している。本区域は、国道 50 号線及び 294 号線まで 15 分程度の距離にあり、北関東自動車道の桜川筑西 IC へ 20 分程度でアクセスできるなど、交通インフラが充実していることから、当該地区において、地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定するものである。

本区域は、ほぼ全域が市街化調整区域内であるが、区域の西側及び南端に一部市街化区域があり、第一種低層住居専用地域、第二種住居専用地域及び準工業地域とされている。ただし、この市街化調整区域について土地利用調整は行わない。また、本区域内のつくば明野北部工業団地及びつくば明野北部工業団地（田宿地区）は、市街化調整区域における開発行為により開発された工業団地であり、将来的には市街化区域への編入を想定している。

また、本区域の南西部を中心に 409ha 程度の筑西市農業振興地域整備計画における農用地区域を含むことから、「9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用調整を行う場合にあっては、その基本的な事項」において、土地利用の調整方針を記載する。なお、本区域の北部地域においては農用地区域外の一団の区域がある。

なお、市内の他の工業団地、遊休団地、現に宅地化された土地において未利用地及び遊休地は存在しない。

(関連計画における記載等)

本区域内のつくば明野北部工業団地地区は、筑西市都市計画マスタープランにおいては、南部産業拠点に位置付けられ、「筑波研究学園都市とのアクセス性の良さを生かした産業の受け皿として、新たな産業集積を促進する」地域とされている。

筑西市農業振興地域整備計画において、本区域周辺は、「水田については、土地基盤整備初期に区画整理がなされたもので、10a 区画であるうえに耕地の分散、農道の狭隘、用排水路の荒廃等が目立ち大型機械の導入を困難にしていることから、今後は、効率的な大規模土地利用型農業を確立するためのほ場整備を推進する。畑については、ほ場整備が進展しておらず、農道・かんがい施設が不備であることから、今後は生産性の高い作目への転換を可能にするため霞ヶ浦用水事業と並行し

て、生産基盤の整備等を実施し、機械化体系による省力化を推進する。」と記載されている。なお、筑西市内淀及び猫島の一部については、近隣で予定されているほ場整備区域の外であり、他の一団の農用地と一体的に利用することは困難な位置にある。

なお、本区域には環境保全上重要な地域は存在していない。

【桜川市】（市内重点促進区域面積計 273.3ha）

重点促進区域 19 長方工業団地地区（桜川市大字長方、中泉）

（概況及び公共施設等の整備状況）

概ねの面積は、33.6ha 程度である。

本区域は、13 社の事業所が集積しており、プラスチック製品 1 社、金属製品 1 社、業務用機械器具 1 社、電子部品 1 社等の製造業のほか、大型ホームセンターが立地している。

また、本区域の中央部に商業施設が約 10ha の規模で出店を計画している。

国道 50 号沿線に位置し、JR 水戸線大和駅から半径 1 km 以内、北関東自動車道桜川筑西 IC から約 1 km と良好なアクセスを有するなど、交通インフラが充実した場所である。また、本区域中央に基幹道路となる市道を整備中であり、国道 50 号から県道 148 号までを繋ぐとともに、本区域と JR 水戸線大和駅の間に公設民営のさくらがわ地域医療センターが開院を予定している。

（関連計画における記載等）

本区域は、市街化区域内の工業地域及び準工業地域であり、市街化調整区域は含まない。桜川市都市計画マスタープランにおいては、複合産業誘導ゾーンに位置付けられ、「多種多様な産業施設の立地を誘導し、IC を活用した新たな産業及び交流拠点の形成を促進していく区域」とされている。

また、桜川市農業振興地域整備計画における農用地区域は含まない。

なお、本区域は環境保全上重要な地域は存在していない。

重点促進区域 20 間中工業団地地区（桜川市大字間中、亀岡）

（概況及び公共施設等の整備状況）

概ねの面積は、22.2ha 程度である。

本区域は、土石製品、飼料、プラスチック製品の製造業、金属リサイクル関係、計 4 社の事業所が立地している。

県道 257 号及び県道 289 号とのアクセス性が高いほか、北関東自動車道笠間西 IC まで約 10 分と良好なアクセスを有するなど、交通インフラが充実した場所である。

（関連計画における記載等）

本区域は、市街化区域内の工業専用地域であり、市街化調整区域は含まない。桜川市都市計画マスタープランにおいては、工業専用ゾーンに位置付けられ、「周辺環境と調和する良質な生活環境を維持するとともに、今後とも既存工場等の立地を維持していく区域」とされている。

また、桜川市農業振興地域整備計画における農用地区域は含まない。

なお、本区域は環境保全上重要な地域は存在していない。

重点促進区域 21 南飯田工業専用地域（桜川市大字亀岡、岩瀬、中里、南飯田）

(概況及び公共施設等の整備状況)

概ねの面積は、82.7ha 程度である。

本区域は、土石製品 2 社、食料品製造業 2 社、物流関係 1 社、計 5 社の事業所が立地している。

市街地の北東部に位置し、交通結節点である JR 水戸線岩瀬駅をはじめ、国道 50 号、県道 289 号が東西方向に通過しているほか、北関東自動車道桜川筑西 IC まで約 10 分と良好なアクセスを有するなど、交通インフラが充実しており、産業拠点地区として企業の進出に大きな期待のかかる地域である。

(関連計画における記載等)

本区域は、市街化区域内の工業専用地域と、市街化調整区域の一部からなる区域である。市街化調整区域は本区域の南側の一団の範囲であり、その他の範囲が市街化区域内の工業専用地域となっている。ただし、この市街化調整区域について土地利用調整は行わない。桜川市都市計画マスタープランにおいては、工業誘導ゾーンに位置付けられ、「周辺環境との共生に配慮した優良企業等の誘致を検討していく区域」とされており、都市基盤の整備を促進させ、製造業を主とする工場施設や業務施設、研究・開発施設等の産業立地を積極的に誘導していく土地利用方針を示している。

また、桜川市農業振興地域整備計画における農用地区域は含まない。

なお、本区域は環境保全上重要な地域は存在していない。

重点促進区域 22 稲工業専用地域 (桜川市大字稲、大月、西小墻)

(概況及び公共施設等の整備状況)

概ねの面積は、58.2ha 程度である。

本区域は、電気機械器具 1 社、土石製品 1 社、プラスチック製品 1 社等の製造業を中心に、その他物流関係 1 所、計 7 社の事業所が立地している。

県道 257 号及び国道 50 号とのアクセス性が高いほか、北関東自動車道笠間西 IC まで約 10 分と良好なアクセスを有するなど、交通インフラが充実した場所である。

(関連計画における記載等)

本区域は、市街化区域内の工業専用地域であり、市街化調整区域は含まない。桜川市都市計画マスタープランにおいては、工業誘導ゾーンに位置付けられ、「周辺環境との共生に配慮した優良企業等の誘致を検討していく区域」とされている。

また、桜川市農業振興地域整備計画における農用地区域は含まない。

なお、本区域は環境保全上重要な地域は存在していない。

重点促進区域 23 台山高森工業団地 (桜川市大字大国玉、高森)

(概況及び公共施設等の整備状況)

概ねの面積は、41.5ha 程度である。

本区域は、輸送用機械器具 2 社、電気機械器具 1 社、金属製品 2 社、土石製品 2 社の製造業、計 7 社の事業所が立地している。また、土石製品の製造業 1 社が進出を計画している。

県道 148 号及び国道 50 号とのアクセス性が高いほか、北関東自動車道桜川筑西 IC まで約 2 km と良好なアクセスを有するなど、交通インフラが充実した場所である。

(関連計画における記載等)

本区域は、市街化区域内の工業専用地域であり、市街化調整区域は含まない。桜川市都市計画マスタープランにおいては、工業専用ゾーンに位置付けられ、「周辺環境と調和する良質な生活環境を維持するとともに、今後とも既存工場等の立地を維持していく区域」とされている。

また、桜川市農業振興地域整備計画における農用地区域は含まない。

なお、本区域は環境保全上重要な地域は存在していない。

重点促進区域 24 高久工業団地 (桜川市大字大国玉、高久)

(概況及び公共施設等の整備状況)

概ねの面積は、7.7ha 程度である。

本区域は、金属製品の製造を行う事業所 1 社が立地している。

県道 148 号及び県道 151 号とのアクセス性が高いほか、北関東自動車道桜川筑西 IC まで約 10 分と良好なアクセスを有するなど、交通インフラが充実した場所である。

(関連計画における記載等)

本区域は、全域が市街化調整区域である。ただし、この市街化調整区域について土地利用調整は行わない。桜川市都市計画マスタープランにおいては、工業専用ゾーンに位置付けられ、「周辺環境と調和する良質な生活環境を維持するとともに、今後とも既存工場等の立地を維持していく区域」とされている。

また、桜川市農業振興地域整備計画における農用地区域は含まない。

なお、本区域は環境保全上重要な地域は存在していない。

重点促進区域 25 つくば真壁工業団地 (桜川市大字真壁町東矢貝)

(概況及び公共施設等の整備状況)

概ねの面積は、27.4ha 程度である。

本区域は、金属製品 1 社、化学工業 1 社、土石製品 1 社等の製造業のほか、プラスチックリサイクル関係所、計 6 社の事業所が立地している。

県道 148 号からの進入路も整備されているため、大型車両の通行も容易であり、北関東自動車道桜川筑西 IC から約 10 分と良好なアクセスを有するなど、交通インフラが充実した場所である。

(関連計画における記載等)

本区域は、市街化区域内の工業専用地域であり、市街化調整区域は含まない。桜川市都市計画マスタープランにおいては、工業専用ゾーンに位置付けられ、「周辺環境と調和する良質な生活環境を維持するとともに、今後とも既存工場等の立地を維持していく区域」とされている。

また、桜川市農業振興地域整備計画における農用地区域は含まない。

なお、本区域は環境保全上重要な地域は存在していない。

【八千代町】(町内重点促進区域面積計 61.7ha)

重点促進区域 26 西山工業団地地区 (八千代町大字平塚)

(概況及び公共施設等の整備状況)

概ねの面積は、28.7ha 程度である。

本区域は、製造業関連の企業 9 社が立地している。新 4 号国道まで 15 分程度、首都圏中央連絡自動車道の境古河 IC まで 15 分程度の距離にあり、首都圏へのアクセスが格段によくなり交通インフラが充実していることから、当該地区において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定するものである。

(関連計画における記載等)

本区域は、市街化区域内の工業専用地域であり、市街化調整区域は含まない。八千代町都市計画マスタープランにおいては、工業系市街地ゾーンに位置付けられ、都市活動の活性化を促進する工業拠点とされている。

また、八千代町農業振興地域整備計画における農用地区域は含まない。

なお、本区域には環境保全上重要な地域は存在していない。

重点促進区域 27 水口工業団地 (八千代町大字平塚)

(概況及び公共施設等の整備状況)

概ねの面積は、古河市分を含め 90ha を超える面積の東側に位置しており 7.9ha 程度である。

本区域は、日本を代表する大手自動車メーカーが立地している。新 4 号国道まで 15 分程度、首都圏中央連絡自動車道の境古河 IC まで 20 分程度の距離にあり、首都圏へのアクセスが格段によくなり交通インフラが充実していることから、当該地区において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定するものである。

(関連計画における記載等)

本区域は、市街化調整区域の地区計画により開発された工業団地である。八千代町都市計画マスタープランにおいては、工業系新市街地ゾーンに位置付けられ、新たな工業系土地利用を積極的に図る区域とされている。

また、八千代町農業振興地域整備計画における農用地区域は含まない。

なお、本区域には環境保全上重要な地域は存在していない。

重点促進区域 28 八千代工業団地 (八千代町大字菅谷、松本、若)

(概況及び公共施設等の整備状況)

概ねの面積は、25.1ha 程度である。

本区域は、地区内に八千代工業団地を設けており、平成 30 年 11 月に造成を完了している。新 4 号国道まで 15 分程度、首都圏中央連絡自動車道の境古河 IC まで 20 分程度の距離にあり、首都圏へのアクセスが格段によくなり交通インフラが充実していることから、当該地区において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定するものである。

(関連計画における記載等)

本区域は、全域が市街化調整区域内である。ただし、この市街化調整区域について土地利用調整は行わない。八千代町都市計画マスタープランにおいては、既存工業施設集積地周辺において、工業系土地利用を積極的に図る区域とされている。

また、八千代町農業振興地域整備計画における農用地区域は含まない。

なお、本区域には環境保全上重要な地域は存在していない。

(2) 重点促進区域を設定した理由

重点促進区域 1 結城第一工業団地

区域の設定に当たっては、JR 結城駅まで 3 km、新 4 号国道まで 3 km、国道 50 号まで 1.5 km 程度の距離にあり、良好な交通インフラを生かして結城第一工業団地を設けている。平成 27 年 6 月には新 4 号国道から結城第一工業団地へのアクセス道路となる県道矢畑横倉新田バイパスが開通し、平成 28 年 12 月には、新 4 号国道（古河小山バイパス）の 6 車線化工事が完了し、交通インフラが充実していることから、重点的に支援を行うべき区域であるため、重点促進区域に設定し、工場立地法の特例を活用することとする。

なお、本区域の北東部には約 2.1ha の遊休地があり、これを優先して活用していく。

重点促進区域 2 西繁昌塚工業団地

区域の設定に当たっては、JR 結城駅まで 4 km、新 4 号国道まで 4 km、国道 50 号まで 2 km 程度の距離にあり、関東一円への良好な交通インフラを生かして西繁昌塚工業団地を設けている。平成 27 年 6 月には新 4 号国道から結城第一工業団地へのアクセス道路となる県道矢畑横倉新田バイパスが開通し、平成 28 年 12 月には、新 4 号国道（古河小山バイパス）の 6 車線化工事が完了し、交通インフラが充実していることから、重点的に支援を行うべき区域であるため、重点促進区域に設定し、工場立地法の特例を活用することとする。

なお、本区域には遊休地は存在しない。

重点促進区域 3 才光寺農工団地

区域の設定に当たっては、JR 結城駅まで 6 km、新 4 号国道まで 4 km、国道 50 号まで 6 km 程度の距離にあり、関東一円への良好な交通インフラを生かして才光寺農工団地を設けている。平成 27 年 6 月には新 4 号国道から結城第一工業団地へのアクセス道路となる県道矢畑横倉新田バイパスが開通し、平成 28 年 12 月には、新 4 号国道（古河小山バイパス）の 6 車線化工事が完了し、交通インフラが充実していることから、重点的に支援を行うべき区域であるため、重点促進区域に設定し、工場立地法の特例を活用することとする。

なお、本区域には遊休地は存在しない。

重点促進区域 4 つくば下妻工業団地

区域の設定に当たっては、国道 125 号線・294 号線まで 10 分程の距離にあり、首都圏中央連絡自動車道の常総 IC へ 25 分程度でアクセスできるなどの交通インフラを生かして、つくば下妻工業団地を設けている。現在、国道 294 号線は 4 車線化工事が進められており、今後さらに交通インフラが充実していくことから、重点的に支援を行うべき区域であるため、重点促進区域に設定し、工場立地法の特例を活用することとしている。

なお、本区域には遊休地は存在しない。

重点促進区域 5 つくば下妻第二工業団地

区域の設定に当たっては、関東鉄道常総線下妻駅まで 10 分、国道 125 号線まで 5 分、294 号線まで 10 分程の距離にあり、首都圏中央連絡自動車道の常総 IC へ 20 分程度でアクセスできるなどの交通インフラを生かして、大木工業団地を設けている。現在、国道 294 号線は 4 車線化工事が進め

られており、今後さらに交通インフラが充実していくことから、重点的に支援を行うべき区域であるため、重点促進区域に設定し、工場立地法の特例を活用することとしている。

なお、本区域には遊休地は存在しない。

重点促進区域 6 ニューつくば下妻工業団地

区域の設定に当たっては、国道 125 号線・294 号線まで 10 分程の距離にあり、首都圏中央連絡自動車道の常総 IC へ 25 分程度でアクセスできるなどの交通インフラを生かして、ニューつくば下妻工業団地を設けている。現在、国道 294 号線は 4 車線化工事が進められており、今後さらに交通インフラが充実していくことから、重点的に支援を行うべき区域であるため、重点促進区域に設定し、工場立地法の特例を活用することとしている。

なお、本区域には遊休地は存在しない。

重点促進区域 7 藤花工業団地

区域の設定に当たっては、関東鉄道常総線下妻駅まで 10 分、国道 125 号線・294 号線まで 5 分程の距離にあり、首都圏中央連絡自動車道の常総 IC へ 20 分程度でアクセスできるなどの交通インフラを生かして、藤花工業団地を設けている。現在、国道 294 号線は 4 車線化工事が進められており、今後さらに交通インフラが充実していくことから、重点的に支援を行うべき区域であるため、重点促進区域に設定し、工場立地法の特例を活用することとしている。

なお、本区域には遊休地は存在しない。

重点促進区域 8 大木工業団地

区域の設定に当たっては、関東鉄道常総線下妻駅まで 10 分、国道 125 号線・294 号線まで 5 分程の距離にあり、首都圏中央連絡自動車道の常総 IC へ 20 分程度でアクセスできるなどの交通インフラを生かして、大木工業団地を設けている。現在、国道 294 号線は 5 車線化工事が進められており、今後さらに交通インフラが充実していくことから、重点的に支援を行うべき区域であるため、重点促進区域に設定し、工場立地法の特例を活用することとしている。

なお、本区域には遊休地は存在しない。

重点促進区域 9 五箇工業団地

区域の設定に当たっては、国道 125 号線まで 10 分、294 号線まで 15 分程の距離にあり、首都圏中央連絡自動車道の常総 IC・坂東 IC へ 15 分程度でアクセスできるなどの交通インフラを生かして、五箇工業団地を設けている。現在、国道 294 号線は 4 車線化工事が進められており、今後さらに交通インフラが充実していくことから、重点的に支援を行うべき区域であるため、重点促進区域に設定し、工場立地法の特例を活用することとしている。

なお、本区域には遊休地は存在しない。

重点促進区域 10 しもつま桜塚工業団地

区域の設定に当たっては、国道 125 号線まで 4 分、294 号線まで 7 分程の距離にあり、首都圏中央連絡自動車道の常総 IC へ 15 分程度でアクセスできるなどの交通インフラを生かして、しもつま桜塚工業団地を設けている。現在、国道 294 号線は 4 車線化工事が進められており、今後さらに交通インフラが充実していくことから、重点的に支援を行うべき区域であるため、重点促進区域に設定し、工場立地法の特例を活用することとしている。

なお、本区域には遊休地は存在しない。

重点促進区域 11 はかり工業団地

区域の設定に当たっては、国道 125 号線まで 2 分、294 号線まで 10 分程の距離にあり、首都圏中央連絡自動車道の常総 IC へ 15 分程度でアクセスできるなどの交通インフラを生かして、はかり工業団地を設けている。現在、国道 294 号線は 4 車線化工事が進められており、今後さらに交通インフラが充実していくことから、重点的に支援を行うべき区域であるため、重点促進区域に設定し、工場立地法の特例を活用することとしている。

なお、本区域には遊休地は存在しない。

重点促進区域 12 玉戸工業団地

区域の設定に当たっては、JR 水戸線玉戸駅及び国道 50 号沿いに展開し、真岡市や小山市といった工業集積地にもそれぞれ 30 分程度の距離にあるなど交通インフラを生かし、玉戸工業団地を設けており、現在、国道 50 号線については本区域隣接部でバイパス工事及び 4 車線化工事を実施中であり、今後さらに交通インフラが充実していくことから、重点的に支援を行うべき区域であるため、重点促進区域に設定し、工場立地法の特例を活用することとしている。

なお、本区域には遊休地は存在しない。

重点促進区域 13 下館第一工業団地

区域の設定に当たっては、JR 水戸線川島駅まで 15 分、国道 50 号線及び 294 号線まで 15 分程の距離にあり、真岡 IC へも 20 分程度でアクセスできるなどの交通インフラを生かし、下館第一工業団地を設けている。現在、国道 50 号線についてはバイパス工事及び 4 車線化工事を実施中であり、今後さらに交通インフラが充実していくことから、重点的に支援を行うべき区域であるため、重点促進区域に設定し、工場立地法の特例を活用することとしている。

なお、本区域には遊休地は存在しない。

重点促進区域 14 下館第二工業団地

区域の設定に当たっては、JR 水戸線川島駅まで 15 分、新 4 号バイパス、国道 50 号線及び 294 号線まで 15 分程の距離にあり、真岡 IC へも 20 分程度でアクセスできるなどの交通インフラを生かし、下館第二工業団地を設けている。現在、国道 50 号線についてはバイパス工事及び 4 車線化工事を実施中であり、今後さらに交通インフラが充実していくことから、重点的に支援を行うべき区域であるため、重点促進区域に設定し、工場立地法の特例を活用することとしている。

なお、本区域には遊休地は存在しない。

重点促進区域 15 つくば明野工業団地

区域の設定に当たっては、国道 125 号線まで 10 分、294 号線まで 15 分程の距離にあり、筑波研究学園都市の中心部へも 25 分程度でアクセスできるなどの交通インフラを生かし、つくば明野工業団地を設けている。現在、付近を通る県道 45 号線のバイパス工事が進められており、今後さらに交通インフラが充実していくことから、重点的に支援を行うべき区域であるため、重点促進区域に設定し、工場立地法の特例を活用することとしている。

なお、本区域には遊休地は存在しない。

重点促進区域 16 関館工業団地地区

区域の設定に当たっては、国道 294 号線まで 10 分、125 号線まで 15 分程の距離にあり、首都圏

中央連絡自動車道の常総 IC へ 30 分程度でアクセスできるなどの交通インフラを生かして、関館工業団地を設けている。現在、国道 294 号線は 4 車線化工事が進められており、今後さらに交通インフラが充実していくことから、重点的に支援を行うべき区域であるため、重点促進区域に設定し、工場立地法の特例を活用することとしている。

なお、本区域には遊休地は存在しない。

重点促進区域 17 つくば関城工業団地

区域の設定に当たっては、国道 50 号線まで 15 分、新 4 号線まで 20 分程の距離にあるなどの交通インフラを生かして、首都圏中央連絡自動車道の常総 IC・坂東 IC へ 40 分程度でアクセスできるなど、交通インフラが充実していることから、つくば関城工業団地を設けており、今後も首都圏中央連絡自動車道 4 車線化などによる、交通インフラの拡充が見込まれていることから、重点的に支援を行うべき区域であるため、重点促進区域に設定し、工場立地法の特例を活用することとしている。

なお、本区域には遊休地は存在しない。

重点促進区域 18 つくば明野北部工業団地地区

区域の設定に当たっては、県道 7 号線、45 号線に近接し、国道 50 号線及び 294 号線まで 15 分程度の距離にあり、北関東自動車道の桜川筑西 IC へ 20 分程度でアクセスできるなど、交通インフラが充実していることに加えて、本区域に内包されているつくば明野北部工業団地及びつくば明野北部工業団地（田宿地区）では、世界を代表するロボット製造業者が操業、新工場建設を進めており、本区域は地域の特性である業務用機械装置関連産業の集積が賦存している地域である。これらを核とした、成長ものづくり分野に関する地域経済牽引事業の受け皿として、重点的に支援を行うべき区域であるため、将来の効率的なインフラ整備や工業団地間の連携を考慮しその周辺地域において一団の用地を確保することを想定しており、その中で最大限農用地区域に配慮した上で、農用地区域と市街化調整区域を含むが、重点促進区域に設定することとする。

また、別紙 2 の区域において工場立地法の特例を活用することとしている。

なお、市内の他の工業団地、遊休団地、現に宅地化された土地において未利用地及び遊休地は存在しない。本区域はほぼ全体が市街化調整区域であるが、大部分が農地であり、その他は農村集落や山林となっており、未利用地及び遊休地等は存在しない。また、本区域の西側及び南端には市街化区域があり第一種低層住居専用地域、第二種住居専用地域及び準工業地域とされているが、未利用地や遊休地は無い。

重点促進区域 19 長方工業団地

区域の設定に当たっては、国道 50 号沿線に展開し、JR 水戸線大和駅及び北関東自動車道桜川筑西 IC から約 1 km と近接している状況を生かすとともに、現在、本区域の中央部に商業施設が出店を計画し、本区域の中央を通る形で国道 50 号から県道 148 号まで基幹道路を整備中である。

また、本区域南側には公設民営のさくらがわ地域医療センターが開院を予定していることから、重点的に支援を行うべき区域であるため、重点促進区域に設定し、工場立地法の特例を活用することとしている。

なお、本区域の東部には 1 区画、0.5ha の遊休地があり、これを優先して活用していく。

重点促進区域 20 間中工業団地

区域の設定に当たっては、県道 257 号及び県道 289 号とのアクセス性が高く、国道 50 号まで容易に繋がれる状況を生かし、間中工業団地を設けており、さらに平成 19 年から供用開始となった北関東自動車道笠間西 IC まで約 10 分の距離にあり、現在、4 社の製造業等の企業の工場が集積していることから、重点的に支援を行うべき区域であるため、重点促進区域に設定し、工場立地法の特例を活用することとしている。

なお、本区域には遊休地は存在しない。

重点促進区域 21 南飯田工業専用地域

区域の設定に当たっては、中心市街地の北東部に位置し、交通結節点である JR 水戸線岩瀬駅をはじめ、国道 50 号、県道 289 号が東西方向に通過している状況を生かし、南飯田工業団地を設けており、さらに平成 19 年から供用開始となった北関東自動車道笠間西 IC まで約 10 分の距離にあり、現在、3 社の製造業の企業の工場が集積していることから、重点的に支援を行うべき区域であるため、重点促進区域に設定し、工場立地法の特例を活用することとしている。

なお、本区域には遊休地は存在しない。

重点促進区域 22 稲工業専用地域

区域の設定に当たっては、県道 257 号及び国道 50 号とのアクセス性が高い状況を生かし、稲工業団地を設けており、さらに平成 19 年から供用開始となった北関東自動車道笠間西 IC まで約 10 分の距離にあり、現在、7 社の製造業等の企業の工場が集積していることから、重点的に支援を行うべき区域であるため、重点促進区域に設定し、工場立地法の特例を活用することとしている。

なお、本区域の西部には 2 区画、1.8ha の遊休地があり、これを優先して活用していく。

重点促進区域 23 台山高森工業団地

区域の設定に当たっては、県道 148 号及び国道 50 号とのアクセス性が高く、JR 水戸線大和駅に近接している状況を生かし、台山高森工業団地を設けており、さらに平成 20 年から供用開始となった北関東自動車道桜川筑西 IC まで約 2km の距離にあり、現在、製造業の企業が 1 社進出を計画していることから、重点的に支援を行うべき区域であるため、重点促進区域に設定し、工場立地法の特例を活用することとしている。

なお、本区域には遊休地は存在しない。

重点促進区域 24 高久工業団地

区域の設定に当たっては、県道 148 号及び県道 151 号とのアクセス性が高く、国道 50 号まで容易に繋がれる状況を生かし、高久工業団地を設けており、さらに平成 20 年から供用開始となった北関東自動車道桜川筑西 IC まで約 10 分の距離にあり、現在、1 社の製造業の企業の工場が立地していることから、重点的に支援を行うべき区域であるため、重点促進区域に設定し、工場立地法の特例を活用することとしている。

なお、本区域には遊休地は存在しない。

重点促進区域 25 つくば真壁工業団地

区域の設定に当たっては、既に7社の製造業等の企業の工場が集積しているつくば真壁工業団地が形成されており、県道148号から当該団地中心部まで1km、北関東自動車道桜川筑西ICまで約10分とアクセスも良く、進入路も整備されて大型車両の通行も容易であり、交通インフラが充実した場所であることから、重点的に支援を行うべき区域であるため、重点促進区域に設定し、工場立地法の特例を活用することとする。

なお、本区域には遊休地は存在しない。

重点促進区域 26 西山工業団地地区

区域の設定に当たっては、地区内に西山工業団地を設けており、製造業関連の企業が多く立地している。新4号国道まで15分程度、首都圏中央連絡自動車道の境古河ICまで15分程度の距離にあり、首都圏へのアクセスが格段によくなり交通インフラが充実していることから、重点的に支援を行うべき区域であるため、重点促進区域に設定し、工場立地法の特例を活用することとしている。

なお、本区域には遊休地は存在しない。

重点促進区域 27 水口工業団地

区域の設定に当たっては、隣接市である古河市の名崎地区に進出した大手自動車メーカーの一体的な敷地となっている。現在、敷地内を横断する4車線の道路整備計画を進めており、交通インフラが充実していくことから、重点的に支援を行うべき区域であるため、重点促進区域に設定し、工場立地法の特例を活用することとしている。

なお、本区域には遊休地は存在しない。

重点促進区域 28 八千代工業団地

区域の設定に当たっては、地区内に八千代工業団地の造成を完了しており、首都圏中央連絡自動車道の境古河ICまで15分程度の距離にあり、首都圏へのアクセスが格段によくなり交通インフラが充実していることから、重点的に支援を行うべき区域であるため、重点促進区域に設定し、工場立地法の特例を活用することとしている。

なお、本区域には遊休地は存在しない。

重点促進区域 29 しもつま鯨工業団地

区域の設定に当たっては、地区内にしもつま鯨工業団地の造成を完了している。首都圏中央連絡自動車道の常総ICまで10分程度の距離にあり、首都圏へのアクセスが良好であるとともに、周辺の交通インフラも充実していることから、重点的に支援を行うべき区域であるため、重点促進区域に設定し、工場立地法の特例を活用することとしている。

なお、本区域には遊休地は存在していない。

(3) 重点促進区域に存する市町村が指定しようとする工場立地特例対象区域

上記の重点促進区域において、別紙2に示す地番について工場立地法の特例措置を実施する。

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその活用戦略

- ① 繊維製品、石材加工品、プラスチック製品、菓子等の生活関連産業の集積を活用した成長ものづくり
- ② 計測機械製造等の業務用機械装置関連産業の集積を活用した成長ものづくり
- ③ 自動車関連産業の集積を活用した成長ものづくり
- ④ 縦横4本の幹線道路と北関東自動車道等を結節点とした交通インフラを活用した物流

(2) 選定の理由

- ① 繊維製品、石材加工品、プラスチック製品、菓子等の生活関連産業の集積を活用した成長ものづくり

本地域における産業の大きな特色の一つとして、首都圏の消費者ニーズに対応し、質の高い生活製品（繊維、石材、木材関連の加工品、プラスチック製品等）や、食卓を潤す食品（菓子、肉製品、香辛料等）を供給してきたことが挙げられる。このため、本地域には、生活製品製造企業が287社（本地域内の粗付加価値額全体の24.8%）、食品製造企業が92社集積している。

本地域の主要製品のうち、繊維製品、木材製品、石材加工品については、平成22年にユネスコ無形文化遺産に登録された結城紬や、平成7年に国の伝統工芸品に指定された真壁石燈籠など地域の伝統的な資源に根差して発展してきた沿革があり、最近では、首都圏のみならず、広く全国、さらには世界で質の高いライフスタイルを求めている人々に受け入れられるよう、デザイン開発や製品改良に取り組んでいる。なお、結城市には茨城県産業技術イノベーションセンターの主要な機関の一つである「繊維高分子研究所」があり、紬織物、一般繊維、プラスチックといった分野で専門技術を担う人材の育成や、製品開発品質向上に向けた支援を行っている。

さらに、プラスチック製品製造の分野でも、環境と健康にやさしい製品として製造し、再利用・再資源化を進めるといった企業の集積が目立ってきており、食品用トレーのリサイクルの大手である株式会社エフピコなどプラスチックリサイクルを行う企業を含め、県内の4分の1に当たる161事業所が集積し、租税付加価値額ベースで県内24.1%のシェアとなっている。

食料品製造業については、ハム・ソーセージの開発、製造をおこなう日本ハムファクトリー株式会社や、菓子・食品の製造・販売を行うカルビー株式会社、香辛料の製造・販売を行う株式会社カネカサンスパイスなど、日本を代表する企業が本地域内に集積している。

今後は、本地域における、このような生活関連産業の集積という資源を活用しながら、産業支援機関との連携による生産性の向上を図るなどして、ものづくり産業の更なる成長を推進していく。

※地域内従業者数、粗付加価値額等（平成26年度 工業統計より）

- ・「食料品」 従業者数 4,336人、粗付加価値額 297億円
- ・「プラスチック製品」 従業者数 5,139人、粗付加価値額 611億円（県内シェア 24.1%）
- ・関連業種計（食料品、繊維、木材・木製品、プラスチック製品、窯業・土石製品、化学）

従業者数 13,612 人 (地域内シェア 42.4%)

粗付加価値額 1,330 億円 (地域内 34.4%)

② 計測機械製造等の業務用機械装置関連産業の集積を活用した成長ものづくり

本地域には、計測機械製造等の業務用の機械装置製造業（はん用機械、生産用機械、業務用機械、電気機械等）145 社の集積があり、関連企業を含めると 339 社となっている。最近ではロボット関連産業（工作機械等）において世界有数、国内トップのシェアを誇るファナック株式会社が本地域の筑西市内に 3 事業所（計 60.1ha）を設けている。また、輸送機械、精密機械、情報通信機器等の分野には、高い技術が裏打ちされた各種部品（金属製品等）や装置、工作機械等を供給する多種多様な製造業（金属製品、電子部品・デバイス、情報通信機械、輸送用機械等）計 227 所が根付いており、国内外における産業高度化に伴う市場ニーズの高まりに対応する有力産業地域として注目されている。

今後は、本地域における、こうした裾野の広い機械装置関連産業の集積という資源を活用することにより、ものづくり産業の更なる成長を推進していく。

※地域内従業者数、粗付加価値額等（平成 26 年度 工業統計より）

- ・「はん用機械」 従業者数 1,523 人、粗付加価値額 346 億円（県内シェア 11.2%）
- ・「生産用機械」 従業者数 1,938 人、粗付加価値額 482 億円（県内シェア 13.1%）
- ・「業務用機械」 従業者数 699 人、粗付加価値額 51 億円（県内シェア 5.6%）
- ・「金属製品」 従業者数 5,667 人、粗付加価値額 601 億円（県内シェア 24.2%）
- ・「情報通信機械」 従業者数 832 人、粗付加価値額 133 億円（県内シェア 57.7%）
- ・関連業種計（金属製品、はん用機械、生産用機械、業務用機械、電子部品・デバイス、電気機械、情報通信機械）

従業者数 12,482 人 (地域内 38.8%)

粗付加価値額 1,729 億円 (地域内 44.7% 県内シェア 12.2%)

③ 自動車関連産業の集積を活用した成長ものづくり

本地域は、以前から自動車関連産業の集積が見られ、近隣の工業団地等へ樹脂パーツやブレーキ、車載機器などの自動車関連部品を供給していた。

平成 23 年、本地域に隣接する古河名崎工業団地に日野自動車が製造拠点の移転を決定して以降、関連する部品供給メーカー等が 5 社（下妻市内 2 社、結城市内 3 社）新規立地を決定し、現在、自動車部品に関連する事業所のみでも 34 所集積しており、本地域内の関連産業全体の付加価値額（中分類ベース、下記関連業種の計、地域内計 473 所）は総額約 2,410 億円となり、地域全体の約 62.4%を占める規模となる。

自動車産業は、電子産業と機械産業の総合体であり、関連産業が生み出す製造品は、車体から電装品、装備品など非常に多岐にわたっており、本地域の経済全体に対する波及効果が極めて高い産業分野である。

また、自動車部品関連の事業者から本地域内の産業用地の引き合いも増加しており、今後はさらなる自動車関連産業の集積が見込まれる状況である。

このため、本地域における自動車関連産業の集積という資源を活用することにより、地域経済の新たな基盤形成、さらには既存企業の活性化に向けて、ものづくり産業の更なる成長を推進していく。

※地域内従業者数、粗付加価値額等（平成 26 年度 工業統計より）

- ・「非鉄金属」 従業者数 1,175 人、粗付加価値額 121 億円
- ・「電気機械」 従業者数 1,198 人、粗付加価値額 78 億円
- ・「輸送用機械」 従業者数 2,210 人、粗付加価値額 263 億円
- ・関連業種計（プラスチック製品、ゴム製品、鉄鋼、非鉄金属、金属製品、生産用機械、電子部品・デバイス、電気機械、情報通信機械、輸送用機械）
従業者数 19,681 人 （地域内 61.2%）
粗付加価値額 2,410 億円 （地域内 62.4%）

④ 縦横 4 本の幹線道路と北関東自動車道等を結節点とした交通インフラを活用した物流

本地域は、南北方向は新 4 号国道及び 294 号線が縦断、東西方向には国道 50 号線及び 125 号線が横断し、さらには桜川市内に桜川筑西 IC を持つ北関東自動車道も内包しており、地域内の道路交通網が発達している。

また、これら地域内の交通網を活用することで、近隣の東北自動車道、常磐自動車道、平成 29 年 2 月に県内区間が全線開通した首都圏中央連絡自動車道の各 IC へ、10～30 分程度でアクセスすることができるなど、首都圏のみならず、東北地域や関西方面への交通の利便性も良く、新 4 号国道及び 50 号線に近接する結城第一工業団地においては、運送業や倉庫業のみで 31 所を有するなど、茨城県県西地域の物流拠点となっている。

加えて、県内の茨城空港や茨城港、鹿島港とのアクセスも向上し、首都圏の物資集配拠点として、倉庫業や輸送に関する企業の集積が期待されている。

今後は、こうした交通インフラの充実を生かし、物流関係企業のさらなる集積を図るとともに、国際物流を含めた物流の高度化・効率化や、企業の事業継続計画の観点からの安全なルート形成の促進を図っていく。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

(1) 総論

地域の特性を活かして、成長ものづくり分野を支援していくためには、地域の事業者のニーズをしっかりと把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。事業者のニーズを踏まえた事業環境の整備にあたっては、国の支援策も併せて活用し、積極的な対応で事業コストの低減や本地域にしかない強みを創出する。

(2) 制度の整備に関する事項

①新たな設備投資に対しての優遇制度の創設

活発な設備投資が実施されるよう、一定の要件を課した上で、固定資産税の減税措置や補助制度等を検討・創設していく。

②地方創生関連施策

平成 30 年度から平成 34 年度の地方創生推進交付金を活用し、繊維製品、石材加工品、プラスチック製品、菓子等の生活関連産業や、計測機械製造等の業務用機械製造業、自動車関連産業等のものづくり分野において、設備投資支援等による事業環境の整備や、販路開拓の強化等を実施する予定。

(3) 情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

①茨城県

県庁ホームページにおける「茨城県オープンデータカタログ」の運営を通じ、庁内に保有するデータのオープンデータ化を進めることで、生活の利便性や行政の透明性の向上を図るとともに、民間企業等でのオープンデータの利活用による新事業の創出を促すなど、社会・経済の活性化に寄与することを目指す。

②市町

各市町ホームページにおける各種統計資料の公表等により、市政に関連するデータの公開を進めるほか、茨城県と全市町村が共同で整備を進める県域統合型GIS（地理情報システム）「いばらきデジタルまっぷ」を通じて、市民生活に関連する各種行政情報等の情報提供を行う。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

①事業者の抱える課題解決については、茨城県産業戦略部産業立地課内に相談窓口を設置するとともに、各市町の企業誘致担当部局が窓口となり、関係部署との調整を行う。

②事業環境整備の提案を受け付けた場合についても、相談窓口を中心に、対応に向けて関係機関や関係部署と調整する。

(5) その他の事業環境整備に関する事項

①インフラの充実

国への要望等を行いながら、国道 50 号線の早期 4 車線化等の広域交通網の拡充の実現を図る。

②企業誘致体制の強化

各市町村では、企業誘致担当課や係、担当職員を設置するなど、立地促進のための体制が整っている。また、茨城県では、平成 30 年度に産業戦略部立地推進局及び営業戦略部東京渉外局を設

置して、積極的な企業誘致に取り組んでいる。

(6) 実施スケジュール

取組事項	平成29年度	平成30年度 ～令和4年度	令和5年度 (最終年度)
【制度の整備】			
①設備投資に対する優遇制度	・優遇制度の制度概要の検討	・優遇制度の制度概要の検討および条例規則等整備 ・運用開始(予定)	・運用
②地方創生推進交付金の活用	・交付金活用事業の事業計画の検討	・交付金活用事業の事業計画の検討 ・事業開始(予定)	・運用
【情報処理の促進のための環境整備(公共データの民間公開等)】			
①県によるオープンデータ化の推進	・運用	・運用	・運用
②各市町によるオープンデータ化の推進	・運用	・運用	・運用
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】			
①県相談窓口の開設	・計画同意後、速やかに、窓口開設予定	・運用	・運用
②各市町相談窓口の開設	・計画同意後、速やかに、窓口開設予定	・運用	・運用
【その他】			
①インフラの充実	・要望活動	・要望活動	
②企業誘致体制の強化	・運用	・運用	・運用

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

地域経済牽引事業の促進にあたっては、茨城県産業技術イノベーションセンターや、財団法人茨城県中小企業振興公社、株式会社つくば研究支援センターなど県や県関係の産業支援機関など連携を密に図りながら、県や市町村において支援していく。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

①茨城県産業技術イノベーションセンター

当センターは、県内中小企業に対して技術的な支援を行う中核機関として、工業、食品、繊維、窯業、工芸、デザインなどの分野について、研究開発、技術支援、人材育成等の各種業務を通して、県内中小企業の新製品や新技術の開発・実用化、生産技術の高度化などを支援しており、こういった活動から、地域経済牽引企業の展開を促進していく。

②公益財団法人茨城県中小企業振興公社

中小企業の振興を図り、本県産業の発展に寄与するため、受発注取引のあっせん、創業や新分野進出等の総合的な相談、新製品・新技術開発への助成、国際化への対応など、地域産業の中核を成す中小企業を支援する各種事業を実施していく。

③株式会社つくば研究支援センター

茨城県、つくば市、地域の研究機関や大学、民間企業との連携のもと、筑波研究学園都市の科学技術の集積を最大限に活かし、我が国の産業競争力の強化に不可欠な産業の新陳代謝とベンチャーの創出・育成や地域中小企業の技術力、開発力向上や販路開拓等を支援する。

④いばらき成長産業振興協議会

県内の産学官金で構成する「いばらき成長産業振興協議会」の中に、今後の需要が見込まれる「次世代自動車」、「環境・新エネルギー」、「健康・医療機器」、「食品」、「次世代技術」の5研究会を設置・運営し、各研究会に配置したコーディネータの活動等を通じ県内中小企業の成長分野進出を促進する。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

(1) 環境の保全

茨城県は、190 キロメートルに及ぶ海岸線、霞ヶ浦、筑波に代表される豊かな水、緑の山野に恵まれ、先人たちのたゆまぬ努力と進取の精神により、自然との調和の中で今日の豊かな生活を築いてきた。

この豊かで美しい環境を将来の世代に引き継いでいくため、県では平成8年に茨城県環境基本条例を制定し、本条例に基づき、県民、事業者及び地方公共団体が連携し、協力し合って、良好な環境を保全し、進んでやすらぎと潤いのある快適で住みよい環境の創造を目指している。

「茨城県環境基本計画」（平成25年3月改定）においては、事業者の役割として、事業活動に起因する公害の防止や資源・エネルギーの効率的利用、環境配慮型製品の購入など、環境の負荷の低減に向けて自主的かつ積極的に取り組むことが期待されている。

また、促進区域内においては筑西市環境基本条例（平成27年制定）、結城市環境基本条例（平成24年制定）、下妻市環境基本条例（平成24年制定）、桜川市環境基本条例（平成19年）、八千代町環境保全に関する条例（昭和59年）を定めており、事業者の責務を明らかにしている。事業者は、こうした条例や計画の趣旨を十分に理解し、その事業活動を行うに当たっては、生活環境への配慮及び自然環境・生物多様性の保全はもとより、廃棄物の適正処理、3Rの推進、さらには地球温暖化対策等を積極的に推進していくことが求められる。

また、事業者は、環境保全のための新たな技術の開発や環境配慮型商品の生産・販売、環境保全サービスの提供などを行い、環境と調和した持続可能な事業活動を展開するとともに、地域社会の一員として、県民、民間団体、市町村及び県との連携・協力を図りながら、地域における環境の保全と創造に向けた取組を積極的に推進することが求められる。

県は、県民、民間団体、事業者、市町村、近隣県、国等と連携を図り、各主体が自主的かつ積極的に良好な環境の保全と創造の取組に参加できるよう、それぞれの役割や取組の方向などを明

らかにするとともに、各主体間のネットワーク構築などを図り、総合的に環境保全対策を推進するとともに、県民や事業者等の自主的かつ積極的な実践行動を促進するための各種の制度づくりや環境情報の提供、環境学習の推進、普及啓発などを行う。

事業者は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、自然公園法に規定する国定公園、自然環境保全法に規定する県自然環境保全地域、自然公園法に規定する県立自然公園、及び環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落及びこれらの区域に近接している区域での事業実施に当たっては、多様な自然環境と生物多様性の保全に十分に配慮する。

本計画の実施及び地域経済牽引事業計画の承認に当たっては、これらの取組を実践し、国が定める各種環境法令を遵守するとともに、事業活動に伴い生じ得る環境保全上の問題に配慮しつつ、地域社会との調和を図る。

なお、本計画は公園計画との整合を図り、県自然環境部局との調整を行ったうえで策定したものである。

(2) 安全な住民生活の保全

県では、安全な社会の実現に向けた取組みとして、県と市町村、事業者及び県民との連携・協力のもとに推進する安全なまちづくりに関する施策の基本となる事項や犯罪の防止のために必要な規制を定めた「茨城県安全なまちづくり条例」(平成15年茨城県条例第16号)を制定した。

この条例の趣旨を踏まえ、犯罪の防止及び地域社会の安全に資するため、各市町等との連携・協力のもと、次の取組みを行う。

・犯罪防止のための環境整備

道路、公園などの公共施設に、必要に応じて防犯灯や防犯カメラを設置するなど、犯罪を起こしにくい環境整備に努める。

・事務所情報の把握

空き事務所・空き工場が犯罪の温床となることを防止するため、エリア内の事業所情報の把握に努め、所有者に管理の徹底を求める。

・警察との連携

犯罪や事故発生時における警察への連絡体制の整備を図る。

・地域の防犯活動の推進

各地域で行われている以下の防犯活動のより一層の充実を推進する。

(結城市)

地域の自主防犯組織の積極的な育成・支援と、市から委託された防犯サポーターによる市内パトロールを継続的に行うなど、結城警察署との連携を図りながら、犯罪を未然に防ぐ環境整備に努めている。

(下妻市)

防犯ボランティアに登録した市民が「下妻市防犯ボランティアパトロール」の帽子を着用してパトロールを行い、犯罪の起こりにくい環境づくりや、児童生徒の安全確保、青少年の健全育成に努めている。

(筑西市)

筑西地区防犯連絡員・自警団・青少年育成団体・子ども安全ボランティア等の協力により、警察・行政と連携した防犯パトロール等を実施するなど、地域における防犯活動を推進してきた。また「筑西市安全で安心なまちづくり条例（平成 17 年筑西市条例第 78 号）」を施行し、行政・市民・事業者・土地建物所有者等が一体となって犯罪・事故の未然防止に努めている。

(桜川市)

所管の桜川警察署を中心に地区の交通安全協会や防犯協会等の各種ボランティア団体との連携を図り、安全・安心なまちづくりを推進している。

(八千代町)

児童・生徒の下校時の安全確保と犯罪を未然に防ぐことを目的に、町内小中学校の下校時間に合わせて、父兄や教育委員会職員、また一部では地域ぐるみで防犯パトロール活動を行っている。

・外国人の不法就労の防止

外国人の雇用については、事業者就労資格の有無の確認の徹底を要請し、不法就労防止に努める。

・地域住民との協議

基本計画に基づく地域経済牽引事業の促進のための措置で、地域住民の生活環境等に関わるものの実施に当たっては、あらかじめ地域住民の意見を十分聴取することとする。

(3) その他

①PDCA体制の整備等

毎年度、複数回（年度当初＋適宜）協議会を開催し、本計画と承認地域経済牽引事業の事業目標との整合性の確認や、進捗・達成状況の確認等を行い、効果を検証する。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

(1) 総論

重点促進区域の区域内においては、次のとおり農地及び市街化調整区域が存在しているため、これらの地域において地域経済牽引事業を実施する場合は、土地利用調整計画を策定する必要がある。

【重点促進区域 18】

(農地及び市街化調整区域の範囲)

【農地】

筑西市内淀

124-1, 125-1, 125-2, 126, 127, 128-1, 128-2, 129, 604-2, 604-5, 605, 606-1, 606-2, 606-3, 609, 610, 620-2

筑西市猫島

749-4, 750-1, 750-2, 757-2, 771-1, 771-3, 772-3, 780-1, 780-2, 781-2, 781-3, 781-4, 781-5, 781-6, 782

筑西市田宿

1179-1, 1179-2

【農用地区域】

筑西市内淀

125-1, 125-2, 126, 127, 128-1, 128-2, 129

筑西市猫島

782

【市街化調整区域】

筑西市内淀

124-1, 124-2, 125-1, 125-2, 126, 127, 128-1, 128-2, 129, 231, 601-1, 602-2, 604-1, 604-2, 604-5, 604-6, 605, 606-1, 606-2, 606-3, 609, 610, 611, 612-1, 612-2, 613-1, 613-2, 613-3, 614, 620-1, 620-2

筑西市猫島

736-2, 736-3, 736-5, 736-6, 736-7, 736-8, 736-9, 736-10, 736-11, 736-12, 736-13, 736-14, 736-15, 736-16, 736-17, 736-18, 736-19, 736-20, 736-21, 736-22, 736-23, 736-24, 736-25, 736-26, 736-27, 736-28, 736-29, 736-30, 736-31, 736-32, 736-33, 736-34, 736-35, 736-36, 736-37, 736-38, 736-39, 736-40, 736-41, 736-42, 736-43, 736-44, 736-45, 736-46, 736-47, 736-48, 736-49, 736-50, 736-51, 736-52, 736-53, 736-54, 736-55, 736-56, 736-57, 736-58, 736-59, 736-60, 736-61, 736-62, 736-63, 736-64, 736-65, 736-66, 736-67, 736-68, 736-69, 736-70, 736-71, 736-72, 736-73, 736-74, 736-75, 736-76, 736-77, 736-78, 736-79, 736-80, 736-81, 736-82, 736-83, 736-84, 736-85, 736-86, 736-87, 736-88, 736-89, 736-90, 736-91, 736-92, 736-93, 736-94, 736-95, 736-96, 736-97, 736-98, 736-99, 736-100, 736-101, 736-102, 736-103, 736-104, 736-105, 736-106, 736-107, 736-108, 736-109, 736-110, 736-111, 736-112, 736-113, 736-114, 736-115, 736-116, 736-117, 736-118, 736-119, 736-120, 736-121, 736-122, 736-123, 736-124, 736-125, 736-126, 736-127, 736-128, 736-129, 736-130, 736-131, 736-132, 736-133, 736-134, 736-135, 736-136, 736-137, 736-138, 736-139, 736-140, 736-141, 736-142, 736-143, 736-144, 736-145, 736-146, 736-147, 736-148, 736-149, 736-150, 736-151, 736-152, 736-153, 736-154, 736-155, 736-156, 736-157, 749-1, 749-3, 749-4, 749-5, 750-1, 750-2, 757-1, 757-2, 757-3, 762-1, 762-2, 762-3, 762-4, 762-5, 763-1, 763-2, 763-3, 763-4, 771-1, 771-2, 771-3, 772-1, 772-2, 772-3, 772-4, 774, 775, 776-1, 776-2, 776-3, 776-4, 776-5, 776-6, 776-7, 776-8, 780-1, 780-2, 781-1, 781-2, 781-3, 781-4, 781-5, 781-6, 781-7, 781-8, 782, 783, 798, 799, 801, 802-1, 802-2, 803, 804

筑西市鍋山

791-1

筑西市田宿

1138-1, 1138-2, 1138-3, 1138-4, 1138-5, 1139-1, 1139-2, 1139-3, 1179-1, 1179-2

筑西市松原

963-1, 963-2, 963-3, 963-4, 963-5, 963-6, 963-7, 964-2, 964-3, 964-4, 964-5, 964-6, 964-7, 965-2, 965-3, 965-4, 965-5, 965-6, 966-1, 966-2, 966-3, 966-4, 967-1, 967-2, 968-1, 968-2, 968-3, 968-4, 969-1, 969-2, 969-3, 969-4, 969-5, 969-6, 970, 972, 973, 974, 975, 976, 977, 978-1, 978-2, 979-1, 979-2, 979-3, 979-4, 979-5

(地区内における公共施設整備の状況)

本区域においては、上水道が整備済みであり、道路については現在検討中の工業団地造成計

画及び近接する県道石岡筑西線、つくば真岡線の今後の整備計画等に合わせて整備することとしている。

電力については、本区域内のつくば明野北部工業団地及びつくば明野北部工業団地（田宿地区）において、特別高圧 66,000V の供給を受けていることから、同様の対応が可能である。

ガスについては、本区域の北部に位置する工場を供給先の末端として、都市ガス事業者が本区域の南側から管路を整備中であるため、本区域内への供給経路についても、当該都市ガス事業者との調整により対応が可能である。

また、下水道については近接する県道つくば真岡線に小貝川東部流域下水道の幹線が埋設されているが、本区域は市街化調整区域における地区計画による開発を予定しており、将来的に周辺工業団地と共に市街化区域編入を想定しているため、この市街化区域編入に合わせ下水道整備計画の見直しを行い、周辺区域と一体的に下水道整備を行うこととしている。

（地区内の遊休地等の状況）

市内の他の工業団地、遊休団地、現に宅地化された土地において未利用地及び遊休地は存在しない。

（他計画との調和等）

農地及び市街化調整区域として、重点促進区域に設定した本区域内のつくば明野北部工業団地地区については、筑西市都市計画マスタープランにおいて「南部産業拠点」に位置付けられ、「筑波研究学園都市とのアクセス性の良さを生かした産業の受け皿として、新たな産業集積を促進する」地域とされている。本区域内のつくば明野北部工業団地及びつくば明野北部工業団地（田宿地区）においては、世界を代表するロボット製造業者が操業、新工場建設を進めているが、国内外におけるスマートフォン等の電子機器関連の増産による影響で、業務用機械装置の需要が高まったことから、最新のロボット製造工場及び機械加工工場を整備し顧客ニーズに対応することを予定しており、業務用機械装置関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野に関連した地域経済牽引事業の用に供されるものであることから、この方針と調和したものである。

筑西市農業振興地域整備計画において本区域周辺は「水田については、土地基盤整備初期に区画整理がなされたもので、10a 区画であるうえに耕地の分散、農道の狭隘、用排水路の荒廃等が目立ち大型機械の導入を困難にしていることから、今後は、効率的な大規模土地利用型農業を確立するためのほ場整備を推進する。畑については、ほ場整備が進展しておらず、農道・かんがい施設が不備であることから、今後は生産性の高い作目への転換を可能にするため霞ヶ浦用水事業と並行して、生産基盤の整備等を実施し、機械化体系による省力化を推進する。」と記載されている。重点促進区域に設定された筑西市内淀及び猫島については、近隣で予定されているほ場整備区域の外であり、他の一団の農用地と一体的に利用することは困難な位置にあることから、同計画と調和したものである。

なお、本重点促進区域内には 2 つの工業団地が隣接して造成されているが、将来の効率的なインフラ整備や工業団地間の連携を考慮しその周辺地域において一団の用地を確保することを想定しており、その中で最大限農用地区域に配慮した上で土地利用調整区域を設定するものである。

（２）土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項

土地利用調整区域については、上記（１）を踏まえ設定することとする。また、土地利用調整区域への立地を想定していた事業者が立地を取りやめる、立地した事業者がその後すぐに撤退する等の事態が生じないよう、具体的な立地ニーズや事業の見通しを踏まえて区域を設定する。やむを得ず土地利用調整区域に農地を含める場合においては、市町が土地利用調整区域を設定する際に、下記の方針により土地利用調整を行うこととする。

①農用地区域外での開発を優先すること

当該区域において開発を行う場合は、農用地区域の確保を念頭に市街化区域及び農用地区域外である本区域の北部での開発を優先する。

②周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすること

筑西市には集团的農地がある。やむを得ずこうした農地に土地利用調整区域を設定する場合でも、集团的農地の中央部を開発することで高性能農業機械による営農に支障が生じるような事態を避けるとともに、小規模の開発行為がまとまりなく行われることにより、農業生産基盤整備事業の実施や農地中間管理事業等の農地流動化施策の推進への支障が生じないようにするなど、効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすることとする。

また、農業用排水施設の更新事業等の実施が予定されている場合には、当該事業の受益地において開発が行われることを避けるなど、農地の効率的な利用に支障が生じないようにすることとする。やむを得ず当該事業の受益地となる可能性のある土地を土地利用調整区域に含めることを検討する場合には、当該事業の担当部局と調整を行うこととする。

③面積規模が最小限であること

やむを得ず農地において「５（１）地域の特性及び活用戦略」の関連産業の用に供する施設を整備する場合は、個別の施設について計画する事業内容に基づき立地ニーズを確認し、事業を行う上で必要最小限の面積をその用に供することとする。

④面的整備を実施した地域を含めないこと

筑西市においては、今後、ほ場整備事業等の面的整備の実施が予定されている。このため、対象農地については、工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して８年を経過しない間は、土地利用調整区域に含めないこととする。なお、現時点で本区域には面的整備は予定されていない。

⑤農地中間管理機構関連の取組に支障が生じないようにすること

現在、筑西市において、農地中間管理機構関連事業は実施されていない。農地中間管理機構関連事業の対象農地については、機構の管理権の存続期間中は土地利用調整区域に含めないこと、農地中間管理機構関連事業を行う予定のあることが公にされている農地についても土地利用調整区域に含めないこと、農地中間管理権の存続期間が満了した農地についても、前述した①から③の考え方にに基づき、やむを得ない場合でなければ、当該農地を土地利用調整区域に含めないこと、農地中間管理事業を重点的に実施する区域（重点実施区域）内の農地以外での開発を優先することとする。

（３）市街化調整区域における土地利用の調整に関し必要な事項

本区域において市街化調整区域における土地利用の調整は行わない。

１０ 計画期間

本計画の期間は、基本計画同意日から令和５年度末日、又は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成２９年法律第４７号）附則

第7条第1項に基づき地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて変更された地域における地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針（以下「新基本方針」という。）に基づいて、令和5年度末日までに改めて基本計画（以下「新基本計画」という。）を作成する場合は、当該新基本計画の同意日の前日のいずれか早い日までとする。

（新基本方針に基づいて新基本計画を令和5年度中に作成する予定である。そのため、令和5年度をその準備期間として位置づけ、計画期間を令和5年度末日、又は、新基本方針に基づいて、令和5年度末日までに改めて新基本計画を作成する場合は、当該新基本計画の同意日の前日のいずれか早い日までとする。）